

第 2 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 1 年 5 月 2 9 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議案第 1 号 平成 2 1 年度滝川市一般会計補正予算（第 3 号）	
	議案第 2 号 平成 2 1 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 4 号 平成 2 1 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 5 号 平成 2 1 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 6 号 平成 2 1 年度滝川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 7 号 平成 2 1 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
○日程第 4	議案第 3 号 平成 2 1 年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	1 3
○閉会宣告		1 4

平成21年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成21年 5月29日（金）

午後 2時00分 開 会

午後 2時56分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第 2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 4号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 6号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 7号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3号 平成21年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（17名）

2番	窪之内 美知代 君	3番	酒 井 隆 裕 君
4番	清 水 雅 人 君	5番	関 藤 龍 也 君
6番	本 間 保 昭 君	7番	山 口 清 悦 君
8番	中 田 翼 君	9番	大 谷 久美子 君
10番	荒 木 文 一 君	11番	堀 重 雄 君
12番	三 上 裕 久 君	13番	堀 田 建 司 君
14番	田 村 勇 君	15番	山 腰 修 司 君
16番	井 上 正 雄 君	17番	水 口 典 一 君
18番	山 木 昇 君		

○欠席議員（1名）

1番 渡 辺 精 郎 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	市 民 生 活 部 長	西 村 孝 君
保 健 福 祉 部 長	狩 野 道 彦 君	保 健 福 祉 部 次 長	橋 弘 恭 君

經 濟 部 長	多 田 幸 秀 君
經 濟 部 参 事	佐々木 邦 義 君
教 育 部 長	舘 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
總 務 課 長	伊 藤 克 之 君
財 政 課 長	吉 井 裕 視 君

經 濟 部 次 長	若 山 重 樹 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教 育 部 指 導 参 事	春 田 淳 一 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
病 院 事 務 部 参 事	居 林 俊 男 君
企 画 課 長	田 中 嘉 樹 君
行 政 經 営 課 長	五十嵐 千夏雄 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君
書 記	寺 嶋 悟 君

次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	村 井 理 君

開会 午後 2時00分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、17名であります。

欠席の申し出は、渡辺議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において窪之内議員、酒井議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第4号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

議案第5号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第6号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第7号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第3、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第3号)、議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第4号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)、議案第5号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第6号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)、議案第7号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成21年5月1日に人事院から出されました国家公務員の本年6月期における期末、勤勉手当の支給月数を0.20月分暫定的に凍結することなどを内容とする勧告に基づき、後ほど説明申し上げます議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、一般職の職員の期末勤勉手当等について減額補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ3,766万2,000円を減額し、予算の総額を196億4,126万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目議会費、補正額123万8,000円の減額につきましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の期末、勤勉手当の改定により、本年6月の議員期末手当の減額を行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。4款1項1目保健衛生費、補正額10万2,000円の減額につきましては、同様に本年6月の期末、勤勉手当の減額に伴う下水道事業会計負担金の減額を行いたいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額130万円の減額につきましては、同様に本年6月の期末、勤勉手当の減額に伴う国民健康保険特別会計繰出金並びに介護保険特別会計繰出金の減額を行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。8款2項2目道路新設改良費、補正額59万3,000円の減額、8款4項4目公園緑地造成費、補正額6万8,000円の減額につきましては、建設事業に関連する人件費を道路新設改良費及び公園緑地造成費でそれぞれ予算措置しているところであり、同様に本年6月の期末、勤勉手当の減額を行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。9款1項1目消防費、補正額529万8,000円の減額につきましては、同様に本年6月の期末、勤勉手当の減額に伴う滝川地区広域消防事務組合負担金の減額を行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。13款1項1目職員費、補正額2,906万3,000円の減額につきましては、同様に本年6月の期末、勤勉手当の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で3,766万2,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税3,766万2,000円の減額でございますが、普通交付税で財源措置を行いたいとするものでございます。

以上、歳入合計で3,766万2,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算の趣旨は、ただいまご説明がありました議案第1号 一般会計補正予算と同様に平成21年5月1日の人事院から出されたものに基づきまして、国民健康保険特別会計に属する職員の期末、勤勉手当等について減額補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ53万8,000円を減額し、予算の総額を53億4,702万1,000円とするものです。

2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出補正予算でございますので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額53万8,000円の減額につきましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の期末、勤勉手当の改定により、本年6月の期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計53万8,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金53万8,000円の減額につきましては、職員給与費等につきましては一般会計からの繰入金で賄っておりますので、期末、勤勉手当等減額相当分を職員給与費等繰入金で減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳入合計で53万8,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第4号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

先ほどと同様の説明になりますけれども、平成21年5月1日に人事院から出されました国家公務員の本年6月期における期末、勤勉手当の支給月額を0.2カ月分暫定的に凍結することなどを内容とする勧告に基づき、一般職の職員の期末、勤勉手当等について減額補正したいとするものであります。

1ページ目をお開きください。歳出の補正予算につきましては、款項の区分及び金額は、第1表、歳出予算補正のとおりとするものであります。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、4ページ目をお開きください。1款1項1目市営住宅管理費でございますが、右の説明の欄のとおり給与等に要する経費42万円の減であります。

1款2項1目公営住宅建設費において給与等に要する経費5万6,000円の減であり、減額の計は47万6,000円であります。

6 ページ目をお開きください。3 款 2 項 1 目基金積立金、公営住宅敷金基金積立金でございますが、予算額 2, 1 1 9 万 1, 0 0 0 円に 4 7 万 6, 0 0 0 円を増額し、2, 1 6 6 万 7, 0 0 0 円にしたいとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 5 号 平成 2 1 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、議案第 1 号等と同様に、平成 2 1 年 5 月 1 日に人事院から出されました国家公務員の本年 6 月期における期末、勤勉手当の支給月数を 0. 2 月分暫定的に凍結することなどを内容とする勧告に基づき、介護保険特別会計に属する職員の期末手当等につきまして減額補正したいとするものでございます。

それでは、議案に基づきご説明申し上げますので、1 ページをお開き願います。第 1 項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1 2 万 6, 0 0 0 円を減額し、同勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 1 0 2 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で、同勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

補正の内容につきましては事項別明細書で歳出からご説明しますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費では、給与等に要する経費で職員 7 名分に係る 5 2 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。

2 項 1 目賦課徴収費では、同様に職員 2 名分に係る 1 7 万 3, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次のページ、1 0 ページ、1 1 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目介護予防事業費では、同様に職員 2 名分に係る 2 4 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。

2 項 1 目包括的支援事業費・任意事業費では、同様に職員 2 名分に係る 1 8 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。

以上、歳出合計で 1 1 2 万 6, 0 0 0 円を減額したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者介護保険料で 8 万 9, 0 0 0 円の減額でございますが、これは歳出の 3 款の地域支援事業費の補正額の 2 0 パーセント相当分でございます。

2 款 2 項 2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 6 万 2, 0 0 0 円の減額ですが、これは歳出の 3 款 1 項 1 目の介護予防事業費の補正額の 2 5 パーセント相当分でございます。

2 項 3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で 7 万 2, 0 0 0 円の減額であります。これは歳出の 3 款 2 項 1 目包括的支援事業費・任意事業費の補正額の 4 0 パーセント相当分でございます。

3 款 2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 3 万 1, 0 0 0 円の減額でございますが、これは歳出の介護予防事業費の補正額の 1 2. 5 パーセント相当分でございます。

2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で 3 万 6, 0 0 0 円の減額でございますが、これは歳出の包括的支援事業費・任意事業費の補正額の 2 0 パーセント相当分でございます。

4 款 1 項 2 目地域支援事業交付金で 7 万 4, 0 0 0 円の減額でございますが、これは歳出の介護予防事業費の補正額の 3 0 パーセント相当分でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 7 6 万 2, 0 0 0 円の減額ですが、これは 2 節の地域支援事業繰入金では歳出の介護予防事業費の 1 2. 5 パーセント相当分であり、3 節の地域支援事業繰入金では歳出の包括的支援事業費・任意事業費の 2 0 パーセント相当分であり、4 節の職員給与費等繰入金では歳出の 1 款総務費の減額補正額と同額でございます。

以上、歳入合計で歳出と同額の 1 1 2 万 6, 0 0 0 円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 8 億 1 0 2 万 4, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

以上を申し上げ、議案第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第 6 号 平成 2 1 年度滝川市下水道事業会計補正予算につきましてご説明いたします。

この補正につきましても、前段と同じように平成 2 1 年 5 月 1 日に人事院から出されました国家公務員の本年 6 月期における期末、勤勉手当等の支給月額を 0. 2 カ月分暫定的に凍結することなどを内容とする勧告に基づき、一般職の職員の期末、勤勉手当等について減額をしたいとするものであります。

1 ページ目をお開きください。第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、当初予算第 3 条で定めた収益的収支の補正であり、収入の第 2 款個別排水処理施設事業収益、第 2 項営業外収益に計上しています市からの補助金が支出が減となる分 1 0 万 2, 0 0 0 円減額するものであります。

支出であります。第 1 款公共下水道事業費、第 1 項営業費用に計上しています職員手当、法定福利厚生費合わせて 2 1 万 8, 0 0 0 円減額し、第 2 款個別排水処理施設事業費、第 1 項営業費用で 1 0 万 2, 0 0 0 円減額するものであります。

第 3 条は、当初予算第 4 条で定めた資本的支出の補正であります。第 1 款公共下水道資本的支出、第 1 項建設改良費に計上しています手当、法定福利費合わせて 8 万 8, 0 0 0 円減額するものであります。前段に記載してあります改めは、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 4 億 8, 1 6 5 万 4, 0 0 0 円を 4 億 8, 1 5 6 万 6, 0 0 0 円に改め、補填財源の当年度損益勘定留保資金 3 億 9, 3 3 4 万 8, 0 0 0 円を 3 億 9, 3 2 6 万円に改めるものであります。

第 4 条は、当初予算第 9 条で定めています議会の議決を経なければ流用できない経費であります職員給与費 5, 0 0 1 万 8, 0 0 0 円を 4, 9 6 1 万円に改めるものであります。

第 5 条は、当初予算第 1 0 条で定めた他会計からの補助金であります。一般会計から補助を受ける金額 2, 3 8 1 万 5, 0 0 0 円を 2, 3 7 1 万 3, 0 0 0 円に改めるものであります。

続きまして、2ページから9ページ目につきましてはお目通しをお願いいたしまして、以上の補正によりまして当年度純損失が21万8,000円減となり、2,061万2,000円と予定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 議案第7号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

これも同様に、職員の期末手当等の改定に伴いますところの減額補正というものでございます。

第2条は、業務の予定量の補正でございますけれども、（4）の主要な建設改良事業の病院改築事業で45万4,000円を減額いたしたいとするものです。

第3条の収益的支出の補正でございますけれども、第1款病院事業費用で2,587万2,000円の減額、第1項医業費用で2,519万4,000円の減額、第3項高等看護学院費用で67万8,000円を減額したいとするものです。

第4条は、資本的支出の補正でございますけれども、予算の第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,656万4,000円を2億7,611万円に改め、補填財源でありますところの過年度分損益勘定留保資金につきまして2億7,226万2,000円を2億7,180万8,000円に改めまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費について45万4,000円を減額したいとするものです。

第5条の予算第8条に定めますところの議会の議決を経なければ流用することができない経費の中で、職員給与費につきまして2,632万6,000円減額したいとするものです。

次のページから予算実施計画、資金計画、給与費明細書、貸借対照表がございますけれども、これについてはお目通しをいただきたいと思えます。

8ページ、収益的支出のほうの補正でございますけれども、先ほども言いました1款1項1目給与費につきまして2,519万4,000円の減額、手当と法定福利費は記載のとりの内訳でございます。

3項1目の給与費につきまして67万8,000円の減額、手当、法定福利費の内訳は記載のとおりです。

資本的支出につきまして、1款1項1目改築費につきまして45万4,000円の減額、手当、法定福利費の内訳は記載のとおりでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正の趣旨でございますが、本年5月1日に出されました人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当等の改定に準じまして、一般職の職員の期末手当等の改定を行いたいとするものであり

ます。５月１日に出されました人事院勧告は、本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況が昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、大幅な前年比マイナスとなる状況にあることから、人事院として緊急にその状況を把握すべく特別調査を実施し、その結果に基づきながら、例年８月の人事院勧告とは別に国会及び内閣へ勧告が出されたものであります。

それでは、議案第８号改正文をお開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいとするものでございますが、附則に次の１項を加えたいとするものであります。

附則第８項の内容でございますが、平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当の額についてであります。支給月数で申し上げますが、期末手当においては１．４０月を１．２５月に、再任用職員にあっては０．７５月を０．７０月に、勤勉手当においては０．７５月を０．７０月に、再任用職員にあっては０．３５月を０．３０月とするものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

議案第８号参考資料につきましては、概要を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、今回の条例改正によります影響額につきましては、全会計一般職員の人件費ベースで約５，８３０万円、職員１人当たりの平均給与ベースで約６万９，０００円の減額となる見込みでございます。また、今回の条例改正に伴い、議員の皆様、市長、副市長及び教育長の期末手当につきましても一般職員と同様な取り扱いとなるところでございますが、議員期末手当におきます影響額としましては合計で１２３万８，０００円、１人当たり平均で約６万８，０００円、市長、副市長及び教育長においてはそれぞれ６万３，０００円、８万５，０００円、１０万４，０００円の減額となるところでございます。

以上で議案第８号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、第１号から第８号を通して伺いをしたいと思います。

５点伺いたいと思いますが、まず１点目は、ただいま平均で６万８，０００円というご説明はありましたが、部長職、課長職などの区分で影響額をお示しいただきたいと思っております。

２点目は、職員の給与、特別給与等の削減は、手当含めてこれまで３パーセント、１年間でいうと１億５，２００万円相当の独自削減に加え、生活保護通院移送費不正支出問題での基金穴埋め分として３年間で１億７，９１４万５，０００円、その他期末、勤勉手当で０．０５カ月、管理職手当の削減等が行われているわけですが、これら含めて一つ一つでは６万８，０００円とかということになると思うのですが、さすがにこれだけ膨らんでくると職員各位への影響は非常に大きいのではないかとということで、今お聞きした今回の部長職、課長職などの影響をそういった区分でお示しいただくのと同じように、その他の分も含めて２１年度の影響額を各区分でお示しをいただきたいと思います。

３点目は、滝川市が他の自治体なんかと比較して、あるいは国家公務員と比較してどうなのかと

いう点でラスパイレス指数がどうなっているのか、滝川の数字。また、適当な比較できるような数値があれば、その自治体の指数もお示しをいただきたいと思います。

4点目は、今回の勧告は削減とかということではなくて凍結という言葉を使っているのです。0.2カ月分の凍結と、それで凍結という言葉がこれまで使われたのかどうかわかりませんが、凍結があるということは解凍もあるということらしいのです。暫定的なものであって、8月の本勧告が出たら、その時点であれば下げ過ぎたなということでの対応をされるということのようです。また、今回かつてない5月に出された臨時勧告と、例がないというものであって、11の県ではそれぞれの人事委員会の勧告をしていないということも報道されています。そういう中で、今回の国や道の臨時勧告に対する考え方などもお示しをいただきたいと思います。

5点目ですが、トータルで5,859万8,000円の人件費削減となるわけですが、これは明らかに想定外ということになると思うのです。職員の身銭を切った、こういった想定外の収入をどう生かすかということについて基本的なお考え方を伺いたいと思います。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 5点のご質問でございますけれども、今調べている部分もございますので。

まず、1点目の関係でございますけれども、今回の0.2月の削減に係るそれぞれの役職ごとの影響額でございます。部長職、7級でございますけれども、円単位で申し上げますと9万1,037円、6級、課長職が8万6,551円、副主幹職、8万2,410円、4級、主査職でございますけれども、7万4,254円、3級、主任主事職でございますけれども、5万8,717円、2級、主任級主事、3万9,832円、1級、主事、3万2,814円と試算をしているところでございます。

また、2点目の関係でございますけれども、財政健全化計画、さらにまた4月からの新タッグ計画ということでことしからスタートしたわけでございますけれども、かなりの部分を職員の人件費削減に協力をお願いしたという経過もございます。額はかなり多いという認識を持ってございますけれども、ご質問のありましたようなもろもろの関係を含めた影響額でございますけれども、ただいま申し上げました額に4月からの部分を加えた数字は持ち合わせておりませんけれども、今回の0.2月を除いた分の削減額、7級、部長職でございますけれども、87万6,539円、課長職、77万5,179円、副主幹職、65万6,555円、4級、主査職、38万1,506円、3級、22万4,957円、2級、11万8,558円、1級が9万6,552円。この額にただいまの前段申し上げた額が加わるということで了解をお願いしたいと思います。

それと、4点目でございますが、1点ちょっと飛ばさせていただきます。勧告が5月1日にあったわけでございますけれども、全国的には100パーセントの自治体が勧告どおり改定ということではないということは承知をしております。それで、総務省で取りまとめをした数字がございます。5月22日現在でございますけれども、全47都道府県のうち34都道府県、72.3パーセント、さらに全18政令都市のうち13政令指定都市、72.2パーセントが条例改正済みまたは改正予定としたところでございます。また、一般の市区町村でございますけれども、全1,781市区町

村のうち1, 598市区町村、89. 7パーセントが条例改正済みまたは改正予定ありという状況でございます。改正の予定がないとしている理由の主なものとしては、都道府県としては夏季一時金決定済みの民間事業所が少ない、さらにまた独自の給与削減措置を実施しているなどの理由で人事委員会の勧告がなかったという理由。さらにまた、市区町村においては、独自の給与削減措置を実施しているため、また都道府県の人事委員会勧告がなかったためとしているところでございます。独自削減をしている市町村はかなり多いというふうに認識をしておりますけれども、全体で9割の市町村が実施済みと、さらにまた空知管内の状況でありますけれども、管内25市町のうち実施予定というのが19団体、76パーセントでございます。そういう状況も勘案しますとともに、基本としては人事院勧告遵守ということがベースにございます。そういうベースを持ちながら、独自削減ということにもらみながら、8月に予定される本勧告の実態を注視をする必要があるというふうに思いますけれども、基本的には年間の給与水準というのは8月の人勧の決定状況を見て協議を進めていくというふうに考えております。

5点目でございますけれども、想定外の削減ということでございます。私どもとしても、4月に新タッグ計画スタートしたばかりでございますけれども、5月に人事院勧告というのは想定外ということは間違いございません。この財源の関係でございますけれども、8月の人事院勧告がどういうものになるか、例えば12月の期末手当の状況、さらにまた民間の厳しい実態を反映するということから、本俸ですか、給与ベースへの勧告もないとは言えないと思います。そういう状況になった場合は、過去の例もございますけれども、例えば7月に決まる地方交付税の算定基礎自体を再算定をして下げるとか、そういうことも当然想定されます。ですから、今この影響額が即イコール余るということもまだ何とも言えないという状況でもございますので、先ほど申し上げたような形で8月の人事院勧告の状況を見ながら早急な判断が必要になるというふうに考えております。

失礼しました。3点目のラスパイレス指数の関係でございますけれども、現在公表されております数字で申し上げますと、20年4月1日の数字でございますけれども、97. 2という指数でございます。全道的には12番目という数字になっております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、職員への影響総額ということで、これまでのを加えたものが部長職で約100万円ですね。これが、数字は間違えている可能性がありますので控えたいと思いますけれども、留萌では幾らだとか、赤平では幾らだとか、パーセントを出しての報道がされています。こういった影響額をそういうパーセントに置きかえると大体どの程度のものになるのかということで、今わかる範囲でお伺いをしたいと思います。

凍結への対応は、かなり把握をされているということはわかりました。また、7月ですか、普通交付税の再算定で下がる可能性もあるので、影響額は5, 859. 8万円とは言い切れないと、こういったものを見て考えていきたいということについても理解をできる答弁だったというふうに思います。

そこで、そうは言いながらも9月の議会あたりでは、これまで新タッグ計画で出されている中身

としては例えば児童館の削減だとか老人ケアつき住宅の廃止だとか敬老パスの見直しなど、本当に手をつけてはならないようなところの検討は今年度中にされるとされているわけです。こういったものは、少なくとも5,000万円単位の想定外の収入があれば、これの恐らく何分の1で対応できる話なのだろうというふうに思うのです。そういうことで、少なくとも5,859.8万円が普通交付税の人件費の再算定でマイナスに転じるなんていうことは恐らくないと思うので、こういった新タッグ計画の方針に今回のことをもって見直しをかけていく必要があるのではないかというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目でございますけれども、各紙、いろいろ新聞等で率で示しているというのが多うございます。それで、今手元にあるデータで恐縮でございますけれども、ただいまの0.2月を含まない段階での今までの削減分で置きかえたのがあります。それを申し上げます。部長職で10.36、課長職で9.78、副主幹職で8.63、主査職で6.0、主任主事職で4.46、主任級主事で3.30、1級主事で3.30と試算をしているところでございます。

2点目の関係でございますけれども、新タッグ計画スタートして、もろもろ市民の皆様のご負担なりサービスの見直しというものも確かにございます。この計画についてはことしスタートしたばかりで、3年計画のスタートであります。この間、例えばただいまの人件費の関係で今の時点では若干の差がございますけれども、先ほど申し上げましたように交付税の再算定があれば、どこまで削減になるかというのはわかりませんが、そういうこともあり得ますし、こういう計画の中の推移を見るとまた新たな財政需要というものも出てくる可能性もあると。あるいはまた、収入でいえば大きな交付税の算定、こういうものも一定程度削減の想定はしていますけれども、そういうものも若干中期的に見なければいけないということも考えておりますので、スタートした計画につきましては現時点での見直しというのは考えにくいと考えております。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結をいたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、私は日本共産党を代表し、議案第1号 一般会計補正予算から議案第8号までを可とする立場で討論を行います。

今回の補正は、5月1日に行われた人事院の特別勧告及び5月11日に行われた北海道人事委員会の特別勧告に基づいて職員、特別職、議員の期末手当、勤勉手当を0.2カ月分条例よりも引き下げるものです。その結果、全会計総額は5,859.8万円です。まず、今回の引き下げの問題点は4点あると考えます。1点目は、特別勧告は初めてのものだということです。本来8月に勧告して、その後1年間についての指針になるものです。この臨時的な勧告のきっかけは、国会で自民、公明の与党が勧告しなければ議員立法で下げるぞなどというルール破りのおどしとも言える流れが原因になっていると聞いています。自民、公明による公務員の給与は高過ぎるという攻撃は、まじめに働く多くの公務員の実態を見れない主観的なものと言わざるを得ません。今行うべき人件費改

革は、天下りやわたりなどの一掃と政党助成金廃止などではないでしょうか。2点目は、特別勧告のもとになる調査が不十分であり、勧告の内容も引き下げではなく凍結になっていることです。人事院によると、調査数が従業員割合で19.75パーセントでしかなく、しかも約8割の企業において夏季一時金が未定です。つまり全従業員の4%の調査での勧告は、実態を正しく反映していない疑いがあります。3点目は、未決定企業への影響です。事業主は、公務員も1割下げたのだからと引き下げの追い風にすることになります。4点目は、地域経済への影響です。職員給与の削減は、既に1億5,200万円のほかに生活保護通院移送費不正支給での基金返還分約6,000万円がされており、これに加わるもので、市内業者の売り上げに与える影響も大であり、さらに市内企業の今後の賞与決定への影響も大きいと考えます。

以上のように大きな問題点があります。しかしながら、職員の労働条件の問題であり、労使の団体交渉で妥結されたことを尊重し、今回については議案に賛成するものです。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

(なしの声あり)

○議 長 これより議案第1号、第2号及び第4号から第8号までの7件を一括採決いたします。
本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号及び第4号から第8号までの7件は、いずれも可決されました。

◎日程第4 議案第3号 平成21年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第4、議案第3号 平成21年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 平成21年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成20年度老人保健特別会計の医療費及び財源である支払基金交付金、国庫負担金、道負担金及び市負担金が確定したことによるもので、老人保健の制度の仕組みにより交付金、負担金の精算が次年度にされることによるものでございます。

1ページをごらんください。1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ969万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,599万9,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきた

いと思います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款1項2目償還金332万1,000円の増、これにつきましては平成20年度において交付済み額が所要額を上回ったことによる支払基金への返済によるものでございます。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。5款1項1目前年度繰り上げ充用金636万9,000円ですが、追加される額と返還する額の差額であり、平成21年度において精算されますが、平成20年度会計については不足することから、科目を新設し、計上したいとするものでございます。

以上、歳出合計969万円の追加となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項1目医療費負担金760万9,000円の増、3款1項1目医療費負担金208万1,000円の増、いずれも額の確定によるものでございます。

以上、歳入合計で969万円の追加とするものですが、国庫及び道負担金の平成20年度分の追加交付が平成21年度にされることによるものでございます。なお、平成20年度老人保健特別会計は5月31日をもって出納閉鎖されますことから、本臨時会に提出したところでございます。

以上を申し上げまして、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまです。

閉会 午後 2時56分